

会社のパワハラによる休業は 労災であると認めよ！

水野さん行政訴訟に訴える

8月21日水野良則さん(東京地区分会)は、国を相手取って行政訴訟に訴えました。当日は本部・地本・分会の仲間も同行しました。

水野さんは会社管理者によるパワハラによって病気休職に追い込まれたにもかかわらず、労基署がパワハラによる労働災害との認定を行いませんでした。このことを不服として訴えたのです。

また、この間続けてきた会社を相手取っての損害賠償請求裁判では、出向を既成事実とし、労組による宣伝を認めないという会社の身勝手な和解案を拒否しました。

会社のパワハラと不当な出向を許さず闘う水野さんを支え共に闘おう！

■次回の水野裁判 10月18日14時 東京地裁 606号

※当日は川本さんの裁判の判決が13時15分にあります。

※行政訴訟の日程は未定です。